

## 土浦市「ウィズユー」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、市が発行する土浦市「ウィズユー」（以下「ウィズユー」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格等は、次に定めるところによるものとする。ただし、市長は、状況に応じこれらを変更することができるものとする。

(1) 広告を掲載する場所（以下「広告枠」という。）の枠型は、縦4.5cm、横5.7cmの長方形とする。

(2) 広告枠の位置はウィズユーの最下部とし、3枠を横に並べてそれぞれ左、中央、右に配置する。

(3) 広告の表示色は、黒色（単色）とする。

(4) 広告には、広告を掲載する者の名称、住所又は所在及び電話番号を表示するものとする。

(広告の掲載の募集)

第3条 広告の掲載の募集は、公募によるものとし、市広報紙及び市ホームページ等によりこれを行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告の掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市「ウィズユー」広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、広告に掲載する原稿（以下「広告掲載原稿」という。）その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、1者につき広告枠1枠を希望することができる。ただし、3箇所の掲載位置のいずれかを指定して希望することはできない。

3 第1項の規定による広告掲載原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、申込者の負担とする。

(申込者の資格)

第5条 市税を滞納している者及び事業者は、申込者となることはできない。

2 本市に住所又は所在地が無い者は、申込者となることはできない。

(申込みの無効)

第6条 同一の申込者により同時に複数の申込みがあったときは、これらをすべて無効とする。

(広告の掲載の決定)

第7条 市長は、第4条第1項の申込書の提出があったときは、広告の掲載の可否を決定し、土浦市「ウィズユー」広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による広告の掲載の可否の決定は、要綱及び基準要項に定めるもののほか、次に掲げる基準により行う。

(1)原則として、申込書の提出日が早いものから順に3者を広告主とする。

この場合において、提出日とは、市に送達された日とする。

(2)公表した応募期限にかかわらず、申込みが3者に達した日の17時15分をもって広告の募集を終了し、市ホームページ等により速やかに募集終了の旨を広報するものとする。

(3)募集を終了した日(以下「終了日」)において、申込者の人数が3者を超えているときは、次に掲げる方法により広告主の決定をする。

ア 終了日前にすでに申込みがあるときは、その者を広告主として決定し、残る広告枠については、それ以外の申込者全員による抽選により、広告主を決定する。

イ 終了日前に申込みがないときは、申込者全員による抽選により3者を広告主として決定する。

(4)不測の事態が生じたときは、市長の判断により決定する。

(広告掲載原稿の作成及び提出)

第8条 広告を掲載することができる決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、第4条第1項の広告掲載原稿を市長が別に指定する記録媒体に記録し、当該広告を掲載するウィズユーの発行日の30日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、1枠当たり10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告主は、市長が別に指定する日までに、前項に定める広告掲載料を市に納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、要綱第3条及び基準要項に定めるもののほか、広告主が次のいずれかに該当するときには、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、広告の掲載の決定を受けたとき。

(2) 市長が指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。

(3) 市長が指定する日までに広告掲載原稿の提出がなかったとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の取消しを決定したときは、土浦市「ウィズユー」広告掲載取消決定通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により、広告の掲載の決定を取り消したときは、既に納入した広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の掲載内容に関し、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成31年1月9日から施行する。

